

# 令和3年度 一般財団法人北野財団助成金募集要項 (スポーツ支援部門)

## 1. 特徴

- (1) 一般財団法人北野財団（以下「この法人」という。）は、文化団体やスポーツ競技団体等への助成などを通じて学術・文化・スポーツ活動の発展に寄与することを目的として設立されました
- (2) この法人の助成金に返還の義務はありません
- (3) 他団体の助成金との併給も可能とします

## 2. 助成対象

助成対象は、主として冬季スポーツに関わる事業を実施している団体等もしくは冬季スポーツに関わる団体等の支援を実施している団体となります

助成対象となる具体的な事業例等は以下のとおりです

- (1) スキー、スノーボード等冬季スポーツの競技会の開催
- (2) スキー、スノーボード等冬季スポーツの調査・研究
- (3) スキー、スノーボード等競技者の育成・強化
- (4) スキー、スノーボード等に関わる事業を実施している団体の支援 等

## 3. 助成金の給付金額、期間

- (1) 給付金額 1件3,000万円以内（合計4件程度合計5,000万円程度）
- (2) 給付期間 1年間（助成金の初回交付時期は令和3年11月末日頃を予定しております）

## 4. 助成基準

- (1) 事業実施の場が日本国内であること
- (2) 一定の規約を有し、活動歴が10年以上あること
- (3) 助成金の対象となる事業を完遂する見込みがあること
- (4) 事業の会計・経理が明確であること

## 5. 提出書類

- (1) 提出書類
  - ① 助成金給付申請書（当法人指定用紙を使用）
  - ② 事業計画書
  - ③ 収支予算書

\* 上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください
- (2) 提出期限

\* 令和3年10月29日（金）までに [必着] にてご提出願います

\* 申請書の電子データが必要な場合は、<http://kitano-foundation.or.jp/> にアクセスしてください
- (3) 書類提出先・問合せ先  
一般財団法人北野財団事務局（事務局 塚田・市川）  
[grant@kitano-foundation.or.jp](mailto:grant@kitano-foundation.or.jp)

## 6. 選考

- (1) 選考は書類審査およびプレゼンテーションの結果を当法人選考委員会における選考のうえで決定し、当該助成団体等に当法人から直接通知します  
※選考経過及び決定理由は公表しません

## 7. 助成団体の義務

- (1) 原則として当該事業期間（4月～翌3月）終了後2ヶ月以内に、実績報告の要旨並びにその収支について当法人に報告して頂きます
- (2) 助成金は、助成団体等が実施する事業等にあたり通常必要とされる費用を原則とします
- (3) 上記の義務に反した場合や、事業等内容を変更又は中止した場合は助成金を返還して頂くことがあります
- (4) 本人の氏名、団体の名称、住所、電子メールアドレス等の連絡手段に変更があったときは、直ちに届け出てください

## 8. その他

- (1) 助成団体等の対象に決定した団体・個人に対しては、11月に助成金の給付を行います  
応募書類は返却しません
- (2) 募集要項に記載された内容以外は、この法人助成金給付規程の定めに拠ります
- (3) 助成金は、当法人指定の銀行口座に振込みます。指定銀行及び口座については助成対象団体に対して改めてご連絡致します

## 9. 個人情報に関する取り組み

- (1) 提供された個人情報は、「一般財団法人北野財団個人情報保護方針」に従い適切に管理します
- (2) 提供された個人情報は、この法人において、助成金の給付、助成団体に対する指導助言、その他この法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用します
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、この法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます
- (4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください

一般財団法人北野財団事務局（事務局 塚田・市川）

grant@kitano-foundation.or.jp

### スケジュールイメージ

10月1日	募集開始
10月29日	申請書類締め切り
11月上旬	選考
11月中旬	選考結果の通知
11月下旬	振込み